



No.625
3 分間
税ミナール

令和6年11月5日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

国税庁、「令和6年分 年末調整のしかた」公表

国税庁のホームページに、「令和6年分 年末調整のしかた」が公表されています。

昨年と比べて変わった点は、「令和6年分所得税の定額減税」の実施です。

年末調整の対象者は、基本的に定額減税の対象者となります。

年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額(以下「年調減税額」)を算出し、年間の所得税額の計算を行います。

各人の年調減税額は、下記のとおりです。

【年調減税額】

居住者	納税者本人	→	30,000円	合計額
	同一生計配偶者	→	1人につき 30,000円	
	扶養親族	→		

出典:国税庁「令和6年分 年末調整のしかた」

なお、給与所得者の定額減税は、6月から実施(月次減税)していますが、最終的に年末調整で精算することになります。

年の中で子どもが生まれた場合、月次減税額の対象に含まれていないケースもありますが、年末減税額の対象とすることで、その分、定額減税を受けることができ、月次減税額との差額は年末調整で精算されます。

今年の6月2日以降に入社した従業員は、判断日である6月1日に在籍していないため、月次減税の控除は適用されませんので、年末調整時に定額減税を行う必要があります。

年末調整において控除しきれない金額がある場合には、その金額を源泉徴収票の摘要欄に「控除外額〇〇円」と記載します。

この控除しきれなかった金額を、2025年1月以降の源泉徴収税額から控除することはなく、この金額を基に算出された金額が、市区町村から給付金として支給されることになっています。

「令和6年分 年末調整のしかた(国税庁)(令和6年9月)」は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>

